

中央保健所における措置対応業務の現状と課題

○日高真紀¹⁾、中川優馬¹⁾、萩原嬉胡¹⁾、上原千枝¹⁾、戸高由佳里¹⁾、蛭原夕起子²⁾、杉尾重子³⁾、藤崎淳一郎¹⁾
中央保健所¹⁾、障がい福祉課²⁾、高鍋保健所³⁾

1 はじめに

当保健所における、精神保健福祉法第 22 条に基づく一般人申請及び第 23 条に基づく警察官通報（以下「申請通報」という）の受理件数は年々増加傾向にあり、特に、平成 28 年 7 月に起きた相模原市の障害者支援施設における凄惨な事件以降、23 条通報件数が著しく増加している。そこで、措置入院にかかる業務の現状と課題について整理した。

2 対象と方法

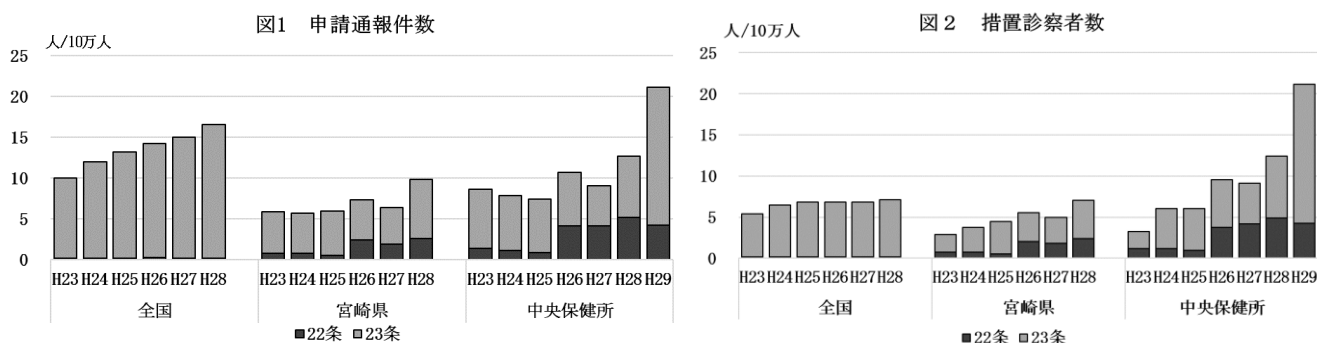
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、当保健所において申請通報を受理した 90 件について、事前調査票、移送記録票、経過記録等をもとに集計分析を行った。

3 結果

1) 申請通報件数、措置診察者数の推移

全国及び宮崎県の申請通報件数（人口 10 万対）は年々増加傾向にある¹⁾。当保健所においても同様の傾向にあるが、特に平成 29 年度は、23 条通報件数が前年度の 2.3 倍に増加していた（図 1）。

また、当保健所の措置診察者数は平成 26 年度以降全国よりも多い値で推移しており、申請通報件数と同様の増加傾向が見られた（図 2）。



2) 申請通報受理状況

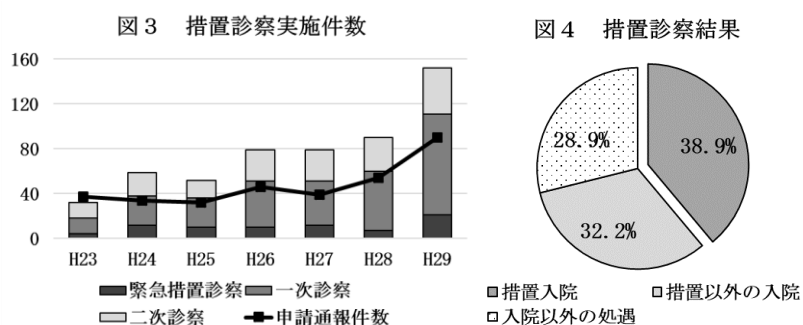
平成 29 年度の通報受理件数は 90 件で、その内訳は、22 条申請が 18 件（20.0%）、23 条通報が 72 件（80.0%）であった。申請通報の受理時間帯は、平日勤務時間外が 28 件（31.1%）、土日祝日が 20 件（24.4%）と、全体の 55.5%が勤務時間外であった。

3) 措置診察実施状況

申請通報件数の増加に伴い、措置診察の実施件数も年々増加し、平成 29 年度の措置診察件数は延べ 152 件であった（図 3）。

措置診察に際しては、管内の精神科病院に勤務する精神保健指定医（以下「指定医」という）35 名に協力をいただき、指定医 1 人あたりの平均診察件数は 4.3 件、最も多い者が 16 件であった。

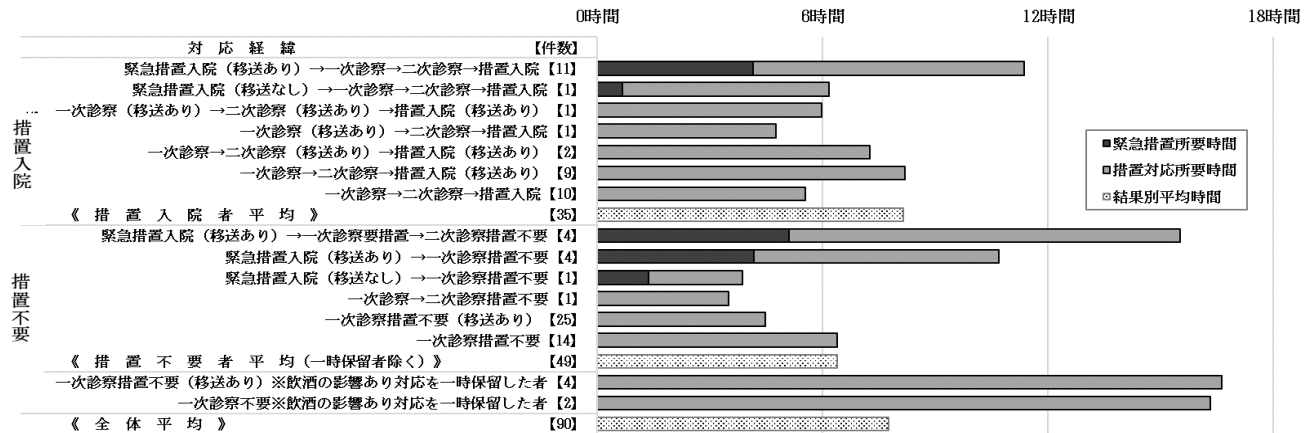
なお、措置診察の結果、措置入院となった者は 35 名（38.9%）であった（図 4）。



4) 措置対応業務に要する時間

申請通報受理から帰庁までを所要時間として、対応経緯別に計上した(図5)。平均所要時間は、措置入院者が8時間9分、措置不要者(飲酒の影響により、対応を一時保留した者を除く)が6時間23分であった。

図5 措置対応業務の平均所要時間



4 考察

申請通報件数が増加し、さらに、休日・夜間といった勤務時間外の申請通報が半数以上を占める現状においては、緊急措置診察を含め措置診察件数が大幅に増加している。厚生労働省の「精神保健指定医の業務実態に関するアンケート結果」²⁾をもとに、措置入院判定業務に従事した指定医の業務頻度をみると、「5年間に11回以上」の割合は25.0%であった。本研究においては、1年間の頻度であるが「1年間に2回以上」の割合が74.3%となっており、限られた指定医に負担が集中している可能性も示唆された。

現在、措置診察医確保のため管内の精神科病院それぞれに電話連絡し診察依頼や調整を行っているが、病院での診療業務との調整が難しく、対応可能な指定医の確保に数時間を要する事例も見られた。

幻覚・妄想・興奮などの激しい精神症状を有する精神障がい者の緊急時の診察は、本来速やかに実施すべきであり、また、限られた指定医に負担が集中することのないよう、指定医の確保体制の構築が必要と考える³⁾。

また、措置対応業務には1件あたり平均7時間45分を要しており、申請通報件数の増加に伴い職員の業務量も増大している。措置対応業務にかかる保健所の立場は、強制力を伴う行政処分という役割と相談支援機関という二面性を同時に担うべく⁴⁾、法令に基づく対応を基本としながら、患者本人及び家族との関係性構築を念頭に置き支援にあたっている。このため、措置入院が不要となった者についても、措置対応業務を危機介入に終わらせず、精神保健福祉相談支援の契機として、受療支援や対象者の了解を得た上で帰住先保健所への支援引継ぎ等を実施しており、措置業務終了後の対応時間は措置入院者よりも長くなる傾向にあった。さらに、措置入院者に対しては措置入院中に本人や家族との面接、支援者を交えたケース会議を行い退院後の継続支援を図っている。申請通報件数の増加は、措置入院時の業務だけでなく、その後の精神保健福祉法第47条に基づく相談支援業務の増加にも繋がっており、必要な支援を提供できるようなマンパワーの確保も必要である。

加えて、申請通報の受理件数が月平均7.5件、その内4.0件は勤務時間外の受理という状況において、オンコール体制で待機する職員の拘束や心理的負担についても今後検討が必要と考える。

参考文献

- 1) 厚生労働省：衛生行政報告例. 2011-2016
- 2) 厚生労働省：精神保健・医療・福祉施策の動向について(第42回全国精神保健福祉業務研修会資料). 2017. 2. 3
- 3) 厚生労働省：措置入院の運用に関するガイドライン(平成30年3月)
- 4) 野口正行：地域精神保健福祉活動における保健所機能強化ガイドラインの作成報告書. 58-83. 社団法人日本精神保健福祉連盟. 2012